

yamabuki 通信

yamabuki は、『小学校でのパソコン授業』の URL より
パソコン室から 不定期 発行

No. 2 3
平成 1 9 年 6 月 1 8 日
情報教育アドバイザー
広田 さち子

著作権とは

「著作権を守る」とは、どういうことでしょうか。

まず、著作権とはどういうことかを考えてみます。

これは、一口で言えば、「何かを自由に使えるのは、それを作った人だけ」ということです。この、自由に使っていい権利、というのが「著作権」です。作った人の著作権を尊重する、というのが、本来の「著作権を守る」ということですが、どうも、このことを「著作権法を守る」と思い違いをしている場合が結構あるような気がします。

著作権法は、著作権を守るためにある法律です。著作権法を守ることは、著作権を守るための最低限のきまりを守る、ということです。これを守ってさえいればいい、というものではありません。

著作権が問題になってきたのは、情報がデジタル化されるようになってからです。なぜデジタル化されると著作権が問題になるかといえば、デジタルデータは簡単に < 完璧な > 複製(コピー)をすることができ、複製することにより、「本物がたくさん」できてしまうからです。そうなると、「初めに作った人」だけが持てる権利なのに、他の人が自由に使うこととなります。

技術の発達につれて、様々なものをデジタルデータとして作るようになり、また、デジタルでない作ったものを忠実に複製する技術も進んできました。「できる」と、「やっていいこと」の区別をしっかりとつけられるようにしていかななくてはなりません。

すでにあるものを使って何かをしたいとき、原則は、作った人に「使っていいですか?」と聞いて、許可を得なくてはなりませんが、いくつか許可を得ないでできる場合があります。

学校での授業

引用

などです。学校・授業・引用、共に厳密な定義があります。迷ったときには、とりあえず許可を得る(使っていいか確認する)ことが大切です。この間、先生がやっていたから、やっていいんだよ、という子どもの言葉を聞いたことがあります。子どもは見ています。気をつけましょう。

参考サイト

教師のための著作権Q&A

<http://www.japet.or.jp/idea/ideaqa/index.html>

文化庁(著作権) : 学習ソフト(オンライン)があります

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/frame.asp%7B0fl=list&id=1000002923&clc=1000000081%7B9.html> (1行につなげてアクセスします)

